

# 電子納品の推進について

## 【目的】

電子納品は、業務の効率化と時間短縮、コストとスペースの削減、管理の適正化など、受注者と発注者の双方において様々な効果が期待できます。

本市では、工事関係書類の簡素化に取り組むとともに、令和2年7月から電子納品の実施を進めてきましたが、このたび『岐阜市建設工事電子納品運用ガイドライン』を改正し、電子納品の推進に努めます。

## 【対象工事】

受注者選択型から、一部の工事に発注者指定型を適用し、併用運用とします

種別	～R8.3.31	R8.4.1～	
実施形式	受注者選択型	発注者指定型	受注者選択型
対象工事	予定価格 500 万円以上の工事	予定価格 5,000 万円以上の工事	左記以外の工事
ガイドライン	岐阜市建設工事電子納品運用ガイドライン (R2.7.1 施行)	岐阜市建設工事電子納品運用ガイドライン (R8.4.1 施行)	

## 【概要】

- 電子納品する工事関係書類については、受発注者協議のうえ、決定します
- 受注者は工事着手前に電子納品する書類など必要事項を施工計画書に記載し、発注者に提出します
- 受注者は岐阜県の「電子納品要領」、「運用ガイドライン」及び「デジタル写真管理情報基準」に準じて電子納品を実施します
- 電子納品の実施に対して、建設工事成績評定の「創意工夫」において、1点加点します

## 【費用負担について】

- 土木工事標準積算基準に基づく工事については、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれています
- その他の積算基準に基づく工事については、別途積上げ等による計上は行いません